

チャレンジ新潟ゼロ災害運動 2024 実施要綱

1 趣旨

県内の労働災害(休業4日以上、速報値)は、長期的には減少しているものの、令和5年は2,750人と前年比で120人(4.6%)増加し、14人が死亡しています。

また、事故の型を見ると従来型の高所からの墜落・転落災害や機械へのはさまれ・巻き込まれ災害、同一事業場での繰り返し災害はもとより、近年では、転倒や腰痛といった行動災害、高年齢労働者による労働災害が多発傾向にあり、これらの労働災害防止対策の更なる推進が望まれるところです。

新潟労働局では、これまで事業場における自主的な労働災害防止活動の一環として、平成29年から「新潟ゼロ災宣言運動」を提唱し7年間行ってきたところですが、昨今の災害動向や運動の取組状況等を踏まえ、今般、より多くの事業場の参加を得て地域における災害防止活動の拡大と参加事業場の災害ゼロに向けた気運を高めることを目指す実効性のある取組として、新たに『チャレンジ新潟ゼロ災害運動 2024』を展開することとしました。

2 運動期間

(1) 参加申請期間

令和6年6月1日～令和6年6月30日

(2) 取組期間

令和6年7月1日～令和6年12月31日

(3) 結果報告受付期間

令和7年1月1日～令和7年1月31日

3 参加対象

新潟県内に所在する事業場(業種及び規模は問わない)。また、建設業については、店社のほか、現場単位での参加も可能とする(取組期間の全部が工期に含まれる場合であれば元請又は下請の別も問わない)。

4 取組事項

参加事業場は、以下の事項(ア～エは共通事項)について、労使双方で「安全宣言」を行うとともに、相互協力により期間中の災害ゼロにチャレンジすることとする。

- ア 安全衛生管理体制の整備
- イ 安全衛生法令の遵守
- ウ 安全衛生活動の推進
- ・リスクアセスメント

- ・危険予知活動
 - ・職場の5S（整理・整頓・清潔・清掃・躰）運動
 - ・指差し呼称と合図による確認作業の励行
 - ・職場巡視
- エ 安全衛生教育の実施
- オ その他事業場独自の取組に関すること

5 参加手続き

参加を希望する事業場は、新潟労働局ホームページ特設サイト（以下「HP」という。）の専用フォームから申請する。また、参加事業場は「参加ステッカー」（HP掲載画像）を使用することができる。

6 期間中の取組

<ステップ1>

経営トップ及び労働者代表が『安全宣言』を行う。また、宣言内容はHP掲載の「参考様式」活用等により事業場内へ掲出し、労働者へ周知する。

なお、取組に当たっては、年間安全衛生管理活動計画の作成による計画的な活動の推進が望まれる。

<ステップ2>

安全衛生管理体制を見直し、必要な整備を図り、実効ある管理体制を確立する。

<ステップ3>

リスクアセスメント（危険性又は有害性等の調査）やチェックリスト等の活用による職場環境や機械設備、作業手順書の整備を行う。また、ヒヤリマップや危険箇所、遵守事項等の掲示により危険箇所等により労働災害防止対策を図る。

<ステップ4>

危険予知（KY）活動、ヒヤリハット、5S運動等、日常的な安全衛生活動への取組を行う。また、取組状況は事業者及び管理者の職場巡視等により確認する。

<ステップ5>

安全の見える化（危険箇所や遵守事項、ヒヤリマップ等の掲示）の普及促進を図り、職場に潜む危険を目に見える形で分かりやすく表示することにより、効果的な災害防止活動を展開する。また、作業行動や高年齢労働者に係る労働災害（転倒や腰痛等）の防止に配慮した職場環境づくりを図る。

<ステップ6>

業務内容や各階層に応じた安全衛生教育を実施するとともに、職場安全集会の実施やポスター（安全宣言等）の掲示等、安全衛生意識の高揚を図るためのあらゆる運動を展開する。

7 結果報告手続き及び達成証の交付

参加事業場（建設現場の場合は下請事業場を含む）が、期間中に休業1日以上
の労働災害を発生させなかった場合に「ゼロ災達成」とする。また、結果
の報告はHPの専用フォームから行うこととする。

新潟労働局長は、結果報告のあった事業場について、期間中の休業災害の
発生がないことを確認した場合、結果報告受付終了後2か月以内に達成証（様
式3号）を送付するとともに、「達成ステッカー」（別途HP掲載画像）に事業
場名を入れて使用することができる。

なお、当該運動への参加の促進とゼロ災の継続を啓発するため、継続達成
の回数（途中で災害発生や一定回数達成した場合は最初から再チャレンジと
する）に応じ、「達成ステッカー」の文字等を色分けする（初回ブロンズ、そ
の後シルバー、ゴールド）とともに、併せて、ハローワーク求人票のPR欄
に『チャレンジ新潟ゼロ災害運動〇回継続達成』と記載することを推奨する。

8 参加事業場等の公表について

参加及び達成事業場の名称、所在地（市町村）、受付番号、宣言日は、HP
に掲載する（参加申請の際に「希望しない」とした事業場は除く）。

9 達成証の返還

参加事業場は、結果報告書等新潟労働局への報告の過程において、虚偽の
内容が認められた場合、達成証を返還しなければならない。

10 その他

参加・達成ステッカー画像の使用に関する規程は別途定める。